

香川県報



第 32 号

平成 17 年

4月22日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則 **（みどり整備課）** 一

告 示

●平成二年香川県告示第九百五十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項の年金たる補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部改正 **（職員課）**

●平成四年香川県告示第四百八十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の三第一項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部改正 **（ ” ” ）**

○平成三年香川県告示第三百四十三号（受精卵の種類及び譲渡価格）の一部改正 **（畜産課）**

○平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正 **（水産課）**

○河川区域の廃止による廃川敷地等の発生 **（河川砂防課）**

○香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し **（会計課）**

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 **（県民参画課）**

○平成十七年度毒物劇物取扱者試験の実施 **（薬務感染症対策課）**

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出 **（選挙管理委員会告示）**

規 則

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

七 八

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十一号

香川県林道事業補助規則の一部を改正する規則

香川県林道事業補助規則（昭和三十九年香川県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号を削る。

第四条第一項第一号イからハまでの規定中「百分の六十五」を「百分の六十」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「森林基幹道に係るもの 百分の七十五以内」を削り、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の五十」を「百分の四十五」に改め、同項第五号中「森林基幹道に係るもの 百分の七十五以内」を削り、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の十六」を「百分の二十九」に改め、同項第六号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香川県林道事業補助規則の規定は、平成十七年度分の補助金から適用する。

告 示

●香川県告示第二百八十一号

平成二年香川県告示第九百五十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項の年金たる補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三二三円	一三、三〇一元
二十歳以上二十五歳未満	五、一五〇円	一三、三〇一元
二十五歳以上三十歳未満	五、九七九円	一三、三六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、七〇一元	一六、五六二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一九三円	一九、五五三円
四十歳以上四十五歳未満	七、三〇九円	二一、九二六円
四十五歳以上五十歳未満	七、一六四円	二三、一八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、六二二円	二三、六〇九円
五十五歳以上六十歳未満	六、一二七円	二三、六〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、三七〇円	二〇、六四八円
六十五歳以上七十歳未満	四、一六〇円	一四、三六六円
七十歳以上	四、一六〇円	一三、三〇一元

附 則

この告示は、平成十七年四月二十二日から施行し、改正後の表の規定は、同年四月一日以降の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●香川県告示第二百八十二号

平成四年香川県告示第四百八十四号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の三第一項の休業補償に係る補償基礎額の知事が最低限度額として定

める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三二三円	一三、三〇一元
二十歳以上二十五歳未満	五、一五〇円	一三、三〇一元
二十五歳以上三十歳未満	五、九七九円	一三、三六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、七〇一元	一六、五六二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一九三円	一九、五五三円
四十歳以上四十五歳未満	七、三〇九円	二一、九二六円
四十五歳以上五十歳未満	七、一六四円	二三、一八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、六二二円	二三、六〇九円
五十五歳以上六十歳未満	六、一二七円	二三、六〇七円
六十歳以上六十五歳未満	四、三七〇円	二〇、六四八円
六十五歳以上七十歳未満	四、一六〇円	一四、三六六円
七十歳以上	四、一六〇円	一三、三〇一元

附 則

この告示は、平成十七年四月二十二日から施行し、改正後の表の規定は、同年四月一日以降に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●香川県告示第二百八十三号

平成三年香川県告示第三百四十三号（受精卵の種類及び譲渡価格）の一部を次のように

改正し、平成十七年五月一日から施行する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「一二、〇〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改める。

●香川県告示第二百八十四号

平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式二年魚かんばち養殖業の表二年魚かんばち第一四一加入区の項中「区第八一六号漁業権の漁場の区域、」及び「及び区第八一八号漁業権の漁場の区域」を削り、同項の次に次のように加える。

二年魚かんばち第一四二加入区	区第八一六号漁業権の漁場の区域
----------------	-----------------

小割り式二年魚かんばち養殖業の表二年魚かんばち第二二二加入区の項を削り、同表二年魚かんばち第一七五加入区の項の次に次のように加える。

二年魚かんばち第二二三加入区	区第八二九号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の中間点を点aとし（以下同じ。）、点ニハを結ぶ線の中間点を点bとし（以下同じ。）、ロハ、ハb、ba、aロの四直線に囲まれた区域、区第八三〇号漁業権の漁場の区域のうち、点ハニを結ぶ線の中間点を点aとし（以下同じ。）、点ロイを結ぶ線の中間点を点bとし（以下同じ。）、ニイ、イb、ba、aニの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、点ホイを結ぶ線の中間点を点aとし（以下同じ。）、点ヘニを結ぶ線の中間点を点bとし（以下同じ。）、点ホaを結ぶ線の中間点を点cとし（以下同じ。）、点ヘbを結ぶ線の中間点を点dとし（以下同じ。）、db、ba、ac、cdの四直線に囲まれた区域
----------------	--

二年魚かんばち第二二四加入区

区第八三一号漁業権の漁場の区域のうち、点イロを結ぶ線の中間点を点aとし（以下同じ。）、点ニハを結ぶ線の中間点を点bとし（以下同じ。）、ロハ、ハb、ba、aロの四直線に囲まれた区域及び区第八三五号漁業権の漁場の区域のうち、点d、dc、cホ、ホへの四直線に囲まれた区域
--

●香川県告示第二百八十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 河川 の 名称
 - 二 二級河川津田川水系梅檀川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日
 - 平成十七年四月二十二日
 - 三 廃川敷地等の位置
 - さぬき市大川町富田西三四六八番一地先
 - 四 廃川敷地等の種類及び数量
 - 土地 一六・八二平方メートル
- 香川県告示第二百八十六号
- 香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。
- 平成十七年四月二十二日
- 取消年月日 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 平成十七年四月十一日
- 住所

丸亀市大手町二丁目三番一号

三 氏名

丸亀市役所職員組合

四 売りさばき場所

丸亀市大手町二丁目三番一号

公 告

●香川県公告第二百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年六月七日まで縦覧に供する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人にらいかない

田口 紀縫子

高松市春日町一三三〇番地四

三 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者および子どもたち誰もが地域で関わり合いを持ちながら安心して生活を送ることができる社会を実現するため、障害者および高齢者の自立支援ならびに権利擁護などに関する事業や子どもの健全育成に関する事業を行い、もって社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第二百六十八号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十七年四月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時、場所及び試験科目

1 日時

平成十七年七月二十六日（火曜日）午後二時から午後四時まで

2 場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁

3 試験科目

(一) 筆記試験

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）

二 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所衛生課、香川県中讃保健福祉事務所衛生課、香川県西讃保健福祉事務所衛生課、香川県小豆総合事務所衛生課

2 県外居住者 高松市番町四丁目一番一〇号（郵便番号七六〇―八五七〇）

香川県健康福祉部薬務感染症対策課

三 受験願書の受付期間

平成十七年六月六日（月曜日）から同月十七日（金曜日）まで。ただし、日曜日及び

土曜日を除く。

郵便等による送付による場合は、平成十七年六月十七日までの消印（これに準ずるものを含む。）があるものに限り受け付ける。

四 提出書類及び受験手数料

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 添付書類

(1) 戸籍抄本

(2) 写真一枚（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦六センチメ

1 トル×横五センチメートルのもので、その裏面に氏名及び生年月日を記入したものとす。

2 受験手数料

(一) 金額 一〇、五〇〇円

(二) 納付方法

一〇、五〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験願書の所定の位置にはり付けて納付すること。ただし、香川県証紙が著しく汚損し、又は消印したものは無効とする。

なお、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面一〇、五〇〇円の郵便為替を同封することによる納付を認める。

五 合格者の発表

平成十七年八月十八日(木曜日)午前十時に香川県庁の掲示板に掲示して発表するとともに、合格者に通知する。

六 その他

詳細については、次に問い合わせること。

- 1 香川県東讃保健福祉事務所衛生課(電話番号〇八七―八三二―一五三二)
- 2 香川県中讃保健福祉事務所衛生課(電話番号〇八七―二四―九九六四)
- 3 香川県西讃保健福祉事務所衛生課(電話番号〇八七―二五―四三八三)
- 4 香川県小豆総合事務所衛生課(電話番号〇八七―九一―六二―一三三三)
- 5 香川県健康福祉部薬務感染症対策課(電話番号〇八七―八三二―三三〇〇)

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年四月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
岡田正徳後援会	細川 繁男	藤川 薫	三豊郡大野原町大字丸井一七三五
かたやま勝手連	秋山 憲夫	山崎 正一	丸亀市田村町九四六一
元気な明日の坂出をつくる会	水尾 一二	北条 栄二	坂出市本町一―四―二六
笹川定義後援会	田岡 昭一	井手上勝男	綾歌郡綾上町牛川四八九―三
篠原重寿後援会	香川 康弘	田井 守	観音寺市古川町五二二
三木まりを育てる会	山下 順子	堀 洋子	丸亀市塩屋町五一―三〇

●香川県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年四月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県看護連盟支部	代表者の氏名	大畑 啓子	佐久間善子
	会計責任者の氏名	松本登代子	樋口 泰子

自由民主党香川県建設支部	代表者の氏名	森田 紘一	代表者の氏名	富田 文男
自由民主党香川県高松市選挙区第五支部	会計責任者の氏名	谷崎 裕子	代表者の氏名	宮武 範子
自由民主党香川県たばこ耕作支部	代表者の氏名	平島 保雄	代表者の氏名	岸上 修
自由民主党香川県長尾支部	会計責任者の氏名	寒川 巧	代表者の氏名	岩田 文男
自由民主党琴平支部	代表者の氏名	都村 尚志	代表者の氏名	都村 忠弘
自由民主党仲南支部	会計責任者の氏名	奥空 利則	代表者の氏名	友枝 伸人
自由民主党土庄支部	主たる事務所の所在地	仲多度郡仲南町新目 一三九七	代表者の氏名	五所野尾基彦
	代表者の氏名	見間 勤	代表者の氏名	松園 義見
	代表者の氏名	末武 弘道	代表者の氏名	小豆郡土庄町四二二六
	主たる事務所の所在地	小豆郡土庄町豊島唐 櫃九三七―二	代表者の氏名	岡田 好平
	代表者の氏名	山本 彰治	代表者の氏名	井上 正清
	会計責任者の氏名	上川 正衛	代表者の氏名	

二 その他の政治団体	政治団体の名称	異動事項	新	旧
	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名
日本共産党西讃地区委員会	佐伯 守	土岐 一郎	佐伯 守	尾崎淳一郎
日本共産党東・中部地区委員会	野角 満昭	東本 栄子	野角 満昭	
井上三豊後援会	高松市亀井町七―九	山下 英樹	三宅 利明	石井 祐司
岩崎じゅん子と市民のひろば	大西 智	大塩 幸子	大西 智	大西 智
かじたちいく後援会	大西 智	三谷 浩三	大西 智	三谷 浩三
かじたちいくを支援する会	大西 智	三谷 浩三	大西 智	三谷 浩三
川崎造船労働組合坂出支部政治活動委員会	三浦 稔	三好 洋司	三浦 稔	三好 洋司
川崎等後援会	三浦 稔	三好 洋司	三浦 稔	三好 洋司

全国たばこ耕作者政治連盟香川県支部	代表者の氏名	平島 保雄	代表者の氏名	岸上 修
高木やすみつを育てる会	代表者の氏名	児玉 友明	代表者の氏名	藤井 勝
中川利雄後援会	代表者の氏名	中嶋 昌紀	代表者の氏名	西尾 保
日本看護連盟香川県支部	会計責任者の氏名	松本登代子	代表者の氏名	樋口 泰子
松浦稔明後援会	主たる事務所所在地	坂出市久米町一四八六―四	代表者の氏名	坂出市大屋富町三二〇〇
三野ハル子後援会	代表者の氏名	伊達宗太郎	代表者の氏名	池田 助雄
宮本よしさだ後援会	代表者の氏名	川田 茂	代表者の氏名	平井 頌子
山下みのる後援会	代表者の氏名	坂本 信孝	代表者の氏名	樋口 正一
山田健二を支援する会	代表者の氏名	増田 勝利	代表者の氏名	渡辺喜久代

豊かな築地を作る会	政治団体の名称	豊かな築地を作る会	「豊かな築地を作る会」(村上豊築地校区後援会)
の氏名	会計責任者の氏名	筒井千代子	阿野富美子

●香川県選挙管理委員会告示第三十四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 平成十七年四月二十二日

一 香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦
 その他の政治団体

政治団体の名称	川松みち後援会
小林たけし後援会	青山会
泰山会	ひぐち隆仁うたつ樹の会
福田ゆう子の会《絆》	藤本孝雄を励ます会
松本芳之助後援会	役重正則後援会

●香川県選挙管理委員会告示第三十五号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、

次のとおり公表する。

平成十七年四月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容
安部 正典 長	東かがわ市長	あべ正典後援会	公職の種類	東かがわ市長 引田町長
				新 旧

●香川県選挙管理委員会告示三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年四月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
樋口 隆仁	宇多津町議会議員	ひぐち隆仁うたづ樹の会

平成十七年四月二十二日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

